

(議案第3号別紙)

平成30年度 事業計画

社会福祉
法 人 芦別市社会福祉協議会

平成30年度 事業計画

1 運営の基本

社会環境、経済環境が変化する中で、人口の減少・少子高齢化の傾向は更に進展しており、地域の支え合いの必要性は、住民生活を維持する上でもますます高まっています。

このような状況下において、地域住民が抱えている多様なニーズを受け止め、解決に向けた体制の強化と支援の基盤整備を進め、安心、安全に暮らすことのできる社会づくりに取り組むことが重要となります。

社会福祉協議会は、社会福祉法に示されているとおり「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」として今後とも幅広く地域福祉を推進するため各種事業を円滑かつ適切に運営していく必要があります。北海道社会福祉協議会の市町村社協支援中期計画に示されている「社協の姿」「支え合いのまちづくり」「多様な福祉の担い手との連携」を基に社協のあり方が実現されるよう推進してまいります。

平成30年度は、地域福祉推進の具体的指針として策定された「第4期地域福祉実践計画」（平成28～32年度）の中間年にあたることから地域福祉実践計画策定・評価委員による中間評価を実施し、計画の進捗状況について確認するとともに北海道社会福祉協議会や空知管内各社協並びに行政機関との連携を深め、地域住民に対する社協理解の促進や地域活動への参画など住民主体の活動を支援し、関係諸団体や関係者とも協力し効果的な活動を進めてまいります。

また、自然災害が頻発していることから、芦別市と災害時のボランティア活動を円滑に行うために協定を締結し、更に災害時における救援活動に関する協定を北海道社会福祉協議会と締結し、災害時の対応を図ることといたします。

生きがいデイサービスセンターの跡活用については、介護高齢事業の拠点として生活支援や介護予防、認知症対応など包括的に取り組んでまいります。

2 基本目標

社協の動きが地域に理解され受け入れられることが大切であり、基本目標を「このまちに住んでいてよかったと誰もが思える福祉のまちづくり」といたします。

今後更に人口総数の減少や高齢化が進み、高齢者のみの世帯・ひとりぐらし高齢者世帯の増加が予測されることから、住んでいる人たちが、それぞれに応じた力を出し合って「生きていてよかった、住んでいてよかった」と実感できるようにするために、この地に住む人々の自立性の高まりや相互の支援強化を期待し、サービスの質的向上を図ってまいります。

3 重点項目

運営の基本及び基本目標に基づき芦別市社会福祉協議会の使命を達成するための重点項目を次のとおりといたします。

(1) 地域支え合い体制づくりの推進

すべての高齢者が住み慣れた地域でその人らしく暮らし続けられるように地域全体で見守り支えあう仕組みを作るため、「高齢者ふれあいサロン普及推進事業」、「認知症サポーター養成・活動支援事業」、「生活支援体制整備事業」、「認知症地域支援・ケア向上事業」の4事業を包括した地域支え合い体制づくり推進事業を進めます。

また、生活支援コーディネーター及び認知症地域支援推進員を配置し、住民が主体となって地域福祉活動を広げる支援体制づくりを推進します。

(2) 災害時に備えた組織体制の整備

全国各地で自然災害が頻発していることから、芦別市と「災害時におけるボランティア活動に関する協定」を締結するとともに北海道社会福祉協議会と「災害救援活動の支援に関する協定」を締結し、災害に備えるため、災害ボランティアセンターの設置・運営や関係機関との連携強化など組織体制の整備を図ります。

(3) ボランティアセンターの機能強化

組織化され活動を展開しているボランティアの活動を支援するとともに、市内のボランティア活動が更に充実したものになるように新たな担い手を養成する研修会を企画するなどボランティアセンターの機能強化に努めます。

また、困りごとに対するニーズを把握し、地域に住む人々が安心して生活できる支援のあり方を研究し、生活支援おもいやりサポーターを中心とした地域支え合いの仕組みづくりに努めます。

(4) 地域福祉実践計画に基づく活動の推進

今年度は地域福祉実践計画策定・評価委員会によって策定された、第4期地域福祉実践計画（平成28年度～32年度）の中間年にあたることから、同委員会による中間評価を反映し、地域住民との協働を図りながら地域福祉の推進に努めます。

(5) 訪問介護サービスの適正な提供

ホームヘルパーの資質向上を図り、利用者が自立した日常生活を営むことができるように、介護保険法・障害者総合支援法等に基づき適正なサービスの提供に努めます。

(6) 特定相談事業所の体制強化

障がい者の意思を尊重した様々な相談に応じ、障害福祉サービスの利用支援等

を適切に行う体制を強化します。

また、地域社会における共生の実現に向けて障害福祉サービスの充実等、障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため、特定相談事業所の適正な運営に努めます。

(7) 組織基盤の強化

事務局体制の一層の充実と強化を図り、職員の資質の向上を図りながら関係機関・団体との連携や緊密化を進めます。

また、社会福祉法人制度改革に対応した事業運営の透明性の向上、財務規律の強化等を図り、コンプライアンスを重視した組織基盤の強化に努めます。

4 事業項目

重点項目による具体的事業項目を次の通りといたします。

(1) 生活援護事業

- ア 生活福祉資金の相談対応・貸付
- イ 一時援護資金の相談対応・貸付
- ウ 歳末たすけあい見舞金贈呈（低所得者世帯）
- エ 災害見舞金贈呈事業
- オ 生活福祉資金調査委員会の設置・開催
- カ 生活困窮者緊急支援事業（新規）

(2) 高齢者福祉事業

- ア 高齢者福祉大運動会の開催
- イ ひとりぐらし高齢者支援事業
- ウ 老人クラブ連合会への運営費助成事業
- エ 高齢者健康コンクールの実施
- オ 歳末たすけあい見舞金贈呈（在宅寝たきり高齢者・認知症高齢者・ひとり暮らし高齢者）
- カ 杖の贈呈事業

(3) 母子・児童福祉事業

- ア 一日里親会の実施
- イ 歳末たすけあい見舞金贈呈（特別支援学級児童・生徒）
- ウ 住民主体による「子育てサロン」の開催促進
- エ 子育てサークルへの活動支援の検討

(4) 障がい者福祉事業

- ア 障がい者福祉団体への運営費助成
- イ ふれあい広場の開催

- ウ 障害者送迎サービス事業
- エ 手話通訳者派遣事業
- オ 歳末たすけあい見舞金贈呈（在宅重度心身障がい者）
- カ 特定相談支援事業の推進

(5) 地域福祉・在宅福祉事業

- ア 在宅福祉サービス事業
- イ 除排雪に係る各機関・団体との連絡調整
- ウ 給食サービス事業
- エ 心配ごと相談事業
- オ 高齢者ふれあいサロン普及推進事業の推進並びに開設促進
- カ 認知症サポーター養成・活動支援事業
- キ 日常生活自立支援事業の推進
- ク 町内会・民生委員児童委員協議会との連携
- ケ 住民懇談会の開催
- コ 住民に対する福祉に関する意識調査の実施
- サ 社協事業（地域福祉事業・介護保険事業）からニーズ把握と情報共有

(6) ボランティアセンター運営事業

- ア ボランティアセンターの運営・登録・需給・調整の推進
- イ 児童・生徒ボランティア活動普及事業
- ウ ボランティア講座の開催
- エ 総合的な学習の時間（福祉体験）への協力
- オ ボランティアセンターだより「すこやか」の発行
- カ ボランティアスクールの開催
- キ ボランティア活動団体の結成促進と活動支援
- ク 災害ボランティアセンターの設置・運営（新規）

(7) 指定管理者制度に基づく芦別市総合福祉センター管理運営事業

(8) 居宅介護等事業

- ア 介護保険法に基づく訪問介護サービス事業の経営
- イ 介護保険法に基づく介護予防訪問介護相当サービス事業の経営
- ウ 障害者総合支援法に基づく障がい者（児）等の障害福祉サービス事業の経営
- エ 外出介護支援員派遣事業の受託
- オ サービス自己評価の推進

(9) 団体事務局事業

- ア 8団体の事務局事業
- イ 福祉団体自主運営化に向けての検討・支援

- (10) 生きがいデイサービスセンター跡の活用
 - ア 認知症地域支援・ケア向上事業（新規）
 - イ 生活支援体制整備事業

(11) その他の事業

- ア 広報紙「社協だより」の充実強化
- イ 社協ホームページの充実強化
- ウ 共同募金委員会との連携による共同募金の理解促進
- エ 会員会費制度の充実と加入率の向上
- オ 社協理解の促進による愛情銀行預託金の確保
- カ 福祉関係団体の連絡調整事業
- キ 関係団体との連携強化
- ク 関係機関とのネットワーク会議への参画
- ケ 消費者被害防止ネットワークの整備
- コ 社協職員職場内研修の実施
- サ 社協出前講座の実施
- シ 委員会の充実
- ス 行政の福祉計画策定への参画
- セ 制度・政策への提言機能の強化
- ソ 理事・評議員の役割の明確化と機能強化
- タ 法令遵守・リスクマネジメントに係る規程整備
- チ 資格取得促進による専門職の確保と養成
- ツ 福祉避難所の運営協力